

Panel Data Research Center, Keio University

PDRC Discussion Paper Series

Time poverty among working wives in Japan

Kayoko ISHII, Kunio URAKAWA

4 July, 2020

DP2020-003

<https://www.pdrc.keio.ac.jp/en/publications/dp/6590/>



Panel Data Research Center, Keio University
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan
info@pdrc.keio.ac.jp
4 July, 2020

Time poverty among working wives in Japan

Kayoko ISHII, Kunio URAKAWA

PDRC Keio DP2020-003

4 July, 2020

JEL Classification: J22、 I31

Keywords: Time poverty; Time allocation; Work-life balance

Abstract

Applying the analytical framework of the two-dimensional poverty of time and income introduced by Vickery (1977), this article examines the high rate of time poverty among Japanese working wives, and the inefficiency caused by the inequality of household chores between husbands and wives. Previous studies on time poverty consider time at the household level, probably ignoring the busyness of each household member. In contrast, this study investigates the analytical framework of time poverty at the individual level, taking into account the share of husbands and wives in household chores. Additionally, the two-dimensional poverty framework of time and income at the individual level identifies a high rate of time-adjusted income poverty among working wives, characterized by neither enough time for housework, nor enough money to purchase household services that compensate for the lack of time. Applying the framework of two-dimensional poverty, this article emphasizes the importance of enhancing the husband's participation in housework and childcare, and strengthening the wife's work-life balance simultaneously.

Kayoko ISHII

Faculty of Economics, Keio University

2-15-45, Mita, Minato, Tokyo, Japan

ishiikayoko@keio.jp

Kunio URAKAWA

Faculty of Economics, Kyushu University

urakawa@econ.kyushu-u.ac.jp

Acknowledgement: This work was supported by Grants-in-Aid for Scientific Research 17H06086 and Grants-in-Aid for Scientific Research 17K03765.

夫婦の家事育児分担を踏まえた時間貧困分析

石井加代子*・浦川邦夫※

【要約】

本稿では、Vickery (1977) をはじめとした所得と時間の二次元的貧困の分析フレームワークを応用し、家事や育児における夫婦の役割分担を考慮して、共働き世帯における女性の時間貧困の現状について明らかにすることを目的とする。具体的には、従来の時間貧困分析が世帯を経済主体の単位として、夫婦の生活時間を合算して分析していたのに対し、本稿では、個人を単位として、夫と妻それぞれの労働時間や家事育児時間を考慮した分析フレームワークにアレンジする。所得・時間の二次元の貧困を個人単位で分析するというフレームワークを通して、男性の家事・育児参加の低さが、共働き世帯の女性の生活時間を逼迫させ、夫婦個々人の時間貧困のリスクに格差をもたらし、結果として家計支出に非効率をもたらすことを明らかにする。分析結果を通じて、女性活躍を推進するうえで、女性にとって仕事と家事・育児が両立しやすい環境を整備することに加え、男性の家事・育児参加を促すことで、働く女性の時間にまつわるウェルビーイングを高め、健全な家計を維持することが重要である点を指摘する。

【Abstract】

Applying the analytical framework of the two-dimensional poverty of time and income introduced by Vickery (1977), this article examines the high rate of time poverty among Japanese working wives, and the inefficiency caused by the inequality of household chores between husbands and wives. Previous studies on time poverty consider time at the household level, probably ignoring the busyness of each household member. In contrast, this study investigates the analytical framework of time poverty at the individual level, taking into account the share of husbands and wives in household chores. Additionally, the two-dimensional poverty framework of time and income at the individual level identifies a high rate of time-adjusted income poverty among working wives, characterized by neither enough time for housework, nor enough money to purchase household services that compensate for the lack of time. Applying the framework of two-dimensional poverty, this article emphasizes the importance of enhancing the husband's participation in housework and childcare, and strengthening the wife's work-life balance simultaneously.

* 慶應義塾大学

※ 九州大学

石井加代子・浦川邦夫

1. 問題意識

労働時間のここ数十年の推移を見ると、平均としては減少傾向にあるものの、忙しさから解放されたという感覚はほとんどの人に当てはまらないだろう。労働時間の平均値の低下は、非正規雇用などの増加によるところが大きいですが、それでも、正規労働者を中心に週 49 時間以上の長時間労働を行っている人の割合は依然として高い³。さらに、女性の就業率の上昇により共働き世帯も増えたが、男性の家事・育児参加の推進が課題の日本においては、家事や育児と就労の狭間で、時間のやりくりに追われている女性も多くいる。

時間は万人に平等に与えられた資源である。さらに、時間はお金とトレードオフの側面をもつ。労働に多くの時間を割けば所得は増えるが、その分、余暇や休息に費やす時間が減る。いわゆる「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためにはお金は不可欠であるが、それだけでは十分ではない。健康を維持するための食事・運動・休息、生活を営むための家事や育児や介護、余暇を楽しむための消費や人との交流、これらすべての活動には時間が必要だ。家事代行サービスや食事のテイクアウトなど、時間不足を代替してくれるサービスは多くあるが、余暇や休息の時短策は難しく、時間がないことはウェルビーイングの低下を招きかねない。

アメリカの公式貧困線に疑問を投じた Vickery (1977) は、各人が家庭内生産や余暇に最低限必要とする時間を確保できない状態を時間貧困 (Time poor) と定義し、所得のみでなく時間の側面からも貧困を定義する必要があることを論じている。貧困を回避するために、稼得能力の低い人が低賃金で長時間労働すれば、いわゆる「貧乏閑なし」の状況に陥ることを問題視し、貧困の計測に時間軸を加える必要性を説いている。不足する時間については、家事の代行サービスや保育サービス、外食や食事のテイクアウトといった、いわゆる「家事の外部化」により、ある程度代替することができるが、十分な所得がなければそれも現実的ではなく、「最低限度の生活」を維持することはできないことを、所得と時間の二次元的貧困線から説明している。

「有閑階級」という言葉が表すように、過去においては、忙しさというものは、主に、貧困層や低スキル層にかかわる問題であった。しかし、技術進歩により単純作業の機械化が進み、物的資本から人的資本で稼ぐ時代にシフトした現代では、高所得層でも長時間労働が

¹ 本稿は石井・浦川 (2014) (2018a) (2018b) をもとにデータを更新し、加筆・修正し、新たな分析を追加した。

² 本稿の作成にあたっては、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターより「日本家計パネル調査」の個票データの提供を受けた。本稿にある全ての誤りは、筆者らの責に帰するものである。

³ JILPT『データブック国際労働比較 2019』によると、2018 年現在において、日本の男性では就労者の 27.3%が 49 時間/週以上労働していて、アメリカ 23.6%、イギリス 16.9%、ドイツ 12.0%、フランス 14.0%と比較して高い。

目立つようになり、忙しさの主役は、就労と育児の責務を同時に担っているひとり親世帯や共働き世帯に移行している（Gershuny, 2005; Gratton and Scott, 2016）。なかでも、共働き世帯では、労働時間に加えて、家事や育児における夫婦間の役割分担が、個々人の忙しさを決定づける主要な要因となっている。

こうした問題意識のもと、本稿では、Vickery（1977）をはじめとした所得と時間の二次元的貧困の分析フレームワークを応用し、家事や育児における夫婦の役割分担を考慮して、共働き世帯における女性の時間貧困について明らかにすることを目的とする。従来の時間貧困分析が世帯を経済主体の単位として分析していたのに対し、本稿では個人を単位とした分析にフレームワークをアレンジする。この点は、本稿の独創的な点として強調できる。日本における夫の家事への参加の低さが妻の生活時間を逼迫させるのみならず、家事の外部化の必要性を増加させ、支出の増加や生活水準の低下をもたらす点についても、時間貧困という概念から明らかにする。

本稿は以下のように構成される。まず、2節では、先行研究を参考に、従来の世帯単位による所得と時間の二次元による貧困分析のフレームワークについて説明する。そのうえで、本稿でアレンジした個人単位による二次元的貧困の分析フレームワークについて説明する。3節では分析フレームワークにおけるパラメーターの設定について説明し、4節で利用するデータについて説明する。5節で、これらのフレームワークに基づき、世帯単位の時間貧困率、および、個人単位の時間貧困率を算出する。この際、Harvey and Mukhopadhyay（2006）の方法を参考に、時間不足を代替する家事関連の財・サービスを市場で購入することで、どの程度の世帯が時間貧困から逃れることができるかについても試算する。6節では、追加的な分析として、夫の家事・育児参加割合の決定要因について分析した結果を紹介し、7節で結論を述べる。

本稿の目的は、所得・時間の二次元的貧困を個人単位で分析するというフレームワークを通して、男性の家事・育児参加の低さが、共働き世帯の女性の生活時間を逼迫させ、夫婦個々人の時間貧困のリスクに格差をもたらし、結果として家計支出に非効率をもたらすことを明らかにすることである。分析結果を通じて、女性活躍を推進するうえで、女性にとって仕事と家事・育児が両立しやすい環境を整備することに加え、男性の家事・育児参加を促すことで、働く女性の時間にまつわるウェルビーイングを高め、健全な家計を維持することが重要である点を指摘する。

2. 所得と時間の二次元的貧困の分析フレームワーク

（1）世帯を単位にした時間貧困

Vickery（1977）は、各人が最低限必要とする家事や余暇時間を確保できない状態を時間貧困（Time poor）と定義し、所得のみでなく、時間の側面も考慮して貧困を定義することが必要だと論じている。これは、世帯が一定水準の生活レベルを維持するためには、所得のみ

ではなく、家事や育児などに費やす時間も必要だと考えるからである。Vickery が提案した所得と時間の二次元の貧困の定義のベースとなるのは、Becker (1965) の時間配分の理論だ。世帯の資源を「資産」と、その世帯の成人が有償・無償労働に費やすことのできる「時間」、そして、かれらの生産性を示す「能力」の3つで定義し、所得という一側面だけではなく、世帯の資源の総量に着目して貧困を判断する必要があると考えている。

図 1 : Vickery (1977) による時間貧困の概念図 (単位 : 世帯)

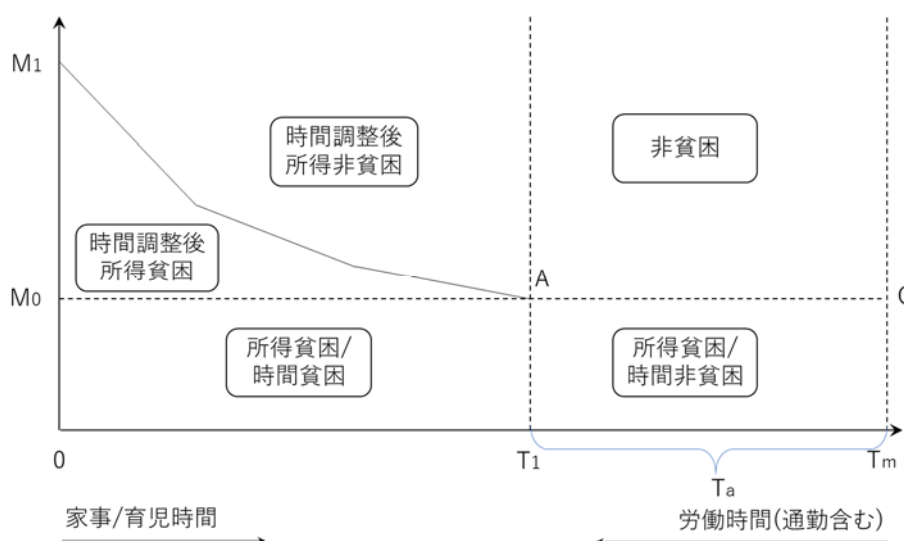
縦軸の M_0 は最低限必要な所得を示す所得の貧困線であり、生活保護の保護基準や、相対的貧困線を当てはめることができる。これは、時間で代替できない最低限必要な所得額を示しており、所得が M_0 を下回ると、時間的なゆとりがどうあろうと、その世帯は貧困と判断される。

T_0 がお金で代替できない絶対的に必要な家庭内生産時間であるのに対し、 T_1 は家庭内生産を代替する財・サービスを一切購入しなかった場合に、最低限必要となる家庭内生産時間を示している。 T_1-T_0 の範囲では、自前で家庭内生産をする代わりに、財・サービスの購入で家庭内生産を代替できると想定している。家計内生産をすべて自前で行うためには、労働時間が T_m-T_1 以下であることが必要となる。

線 CABD は時間を考慮した貧困線であり、線 AB の傾きは時間と家計内生産を代替する財・サービスの代替率、すなわち、家事・育児関連の財・サービスの価格により定義される。この図では、価格の低いサービスから購入することを想定しているが、簡略化のため、平均価格を当てはめて直線で示すこともできる。所得と時間の二次元的貧困線においては、線 CABD 以下を「時間調整後の所得貧困」とみなす。つまり、最低限必要な家庭内生産時間を確保できていないため、家庭内生産を代替する財・サービスを購入することで生活水準を維持する必要があるが、それを実現できる所得水準にない世帯がここに属する。

Vickery (1977) では、さらに、貧困線 CABD に到達するために必要な賃金率 (critical wage rate: W_c) についても計算している。これは、図 1 で示す賃金率 W_1 がそれに該当する。なぜならば、賃金率 W_1 であれば労働時間 T_m-T_c を選択した場合、貧困線 CABD 上の所得を得ることができ、足りない家庭内生産時間 (T_1-T_c) を市場での財・サービスを購入することで代替できるため、貧困を免れることができる。しかし、賃金率が W_1 より低いと、いずれの時間配分を選択しても所得が貧困線 CABD に到達しないので、貧困と判断される。なお、たとえ賃金率が W_1 であっても、点 F の時間配分を選択した場合は、不足分の時間を市場の財サービスの購入で代替するだけの所得がないため、貧困に陥ることになる点には注意が必要である。

図 2：所得と時間の 2 次元貧困線による 5 つの貧困カテゴリー



参考) Harvey and Mukhopadhyay (2006)

Vickery (1997) は、貧困と判断された各世帯に対して W_c を計算し、その世帯の実際の賃金と比較することにより、各世帯の貧困が避けられない貧困 (involuntary poor) なのか、もしくは時間配分のミスにより自主的に選択している貧困 (voluntary poor) なのかを区別している。図 1 では、 W_1 以上の賃金率に直面しながら、時間配分のミスにより、所得と時間配分の組合せが、貧困線 CABD と賃金率 W_1 の間にある場合は、自主的に選択している貧困と定義される。

Vickery (1977) の W_c の考えの根底には、市場での労働時間を各人が自由に選択できるという考えがあるが、これには現実的ではないという批判もあり、Harvey and Mukhopadhyay (2006) では W_c の推計はせず、図 2 に示す 2 次元の貧困率を計算している。

本稿でも Harvey and Mukhopadhyay (2006) を踏襲し、所得と時間の 2 次元の貧困線により日本の貧困率の計測を試みる。図 2 に、本稿で算出する所得と時間の 2 次元貧困線による 5 つの貧困カテゴリーの図解を示す。モデルの簡略化のため、 T_0 は図示せずに、可処分時間からあらかじめ除くこととする。縦軸は世帯所得、 M_0 が所得の貧困線で、世帯所得が M_0 以下の場合を所得貧困とする。横軸は世帯の合計時間で、市場での労働時間の合計値が $T_m - T_1$ を上回り、自前ですべての家事を行う場合に最低限必要となる時間 T_1 が確保できない世帯を時間貧困世帯と定義する。便宜的に、 $T_m - T_1$ を市場での労働と余暇に配分可能な時間として配分可能時間 (T_a) とする。時間貧困世帯は、所得水準により所得貧困・時間貧困と所得非貧困・時間貧困の 2 つのケースにわけることができる。ただし、線 AM_1 は家計内生産を代替する財・サービスの価格を表し、世帯所得が線 AM_1 以下にある場合、必要となる財・サービスを購入することができない。そのため、線 AM_1 と元々の所得貧困線 M_0 で囲まれる領域は、時間調整後の所得貧困と定義する。

(2) 個人を単位にした時間貧困への応用

Vickery (1977) をはじめとする時間貧困の分析フレームワークは、「世帯」を単位にしたものであり、世帯の所得を縦軸にとり、世帯の成人の合計時間を横軸に取って貧困の推計が行われている。いずれの研究においても明示されてはいないが、このフレームワークの前提には、所得も時間も世帯のなかで均等に分配されているという認識があると考えられる。

確かに、所得の貧困に関する一般的な研究では、世帯で所得を合算して、等価計算などを用いて世帯員 1 人当たりの所得を計算し、厚生を測ることが一般的である。しかし、各世帯の夫婦間のパワーバランスなどにより必ずしも世帯員間で所得が均等に配分されていないこともありうるし、実際、いくつかの研究は世帯内の所得分配の不平等について指摘している (橘木・木村, 2008))。それでも同居する限り、食事や住居などさまざまな面で同じものを消費し、それらが世帯の所得水準を反映していると考ええると、所得については世帯単位で分析することに大きな問題はないだろう。

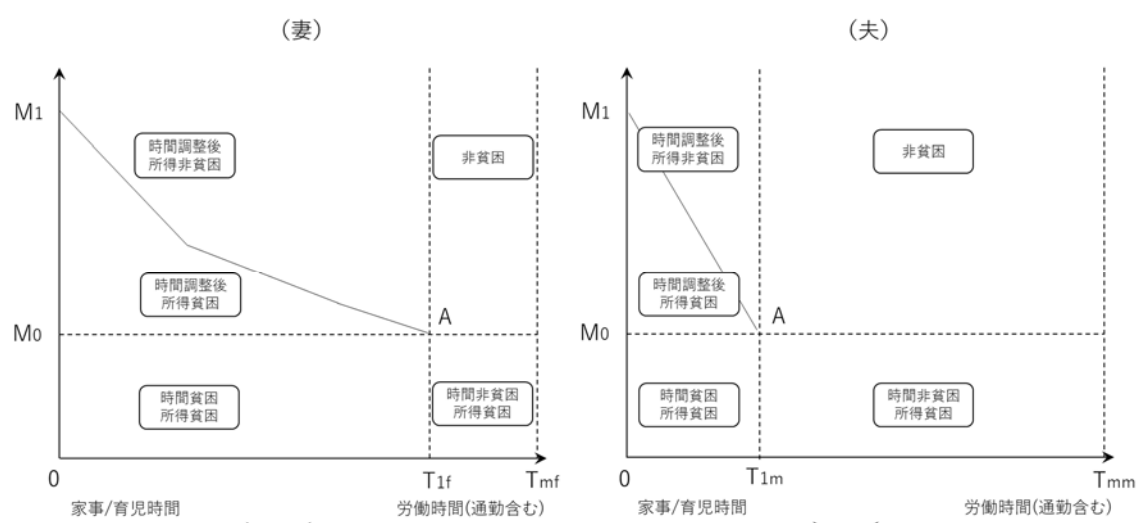
では、時間についても世帯の合算で検討することは現実的だろうか。まず、時間はお金と

違い、他人と交換できるものではない。夫の稼得所得を専業主婦の妻と共有することは可能だが、妻の余暇時間を夫に分け与えることはできない。夫は長時間労働により余暇時間がほとんどない状況にあるかもしれないが、世帯単位で分析すると、妻の余暇時間が可処分時間にあわさることで時間貧困世帯として把握されないかもしれない。

また、家事や育児時間の分担にも目を向けなくてはならない。少なくとも日本においては、夫の家事や育児への参加は社会的課題となっており、家事や育児に費やす時間は妻の方が圧倒的に長い。しかし、これまでの世帯単位の分析では、こうした妻への家事負担の偏重について考慮されてこなかったため、妻の時間貧困を過少評価してきた可能性がある。国を挙げて女性の活躍が推進される中、女性の時間貧困を的確に把握する必要がある。

こうした問題意識から、本稿では Vickery (1977) をはじめとする世帯単位の時間貧困の分析フレームワークを新たにアレンジし、有配偶世帯を対象に、夫と妻それぞれについて個人単位の時間貧困の分析フレームワークを構築する（図3）。縦軸の所得については、従来の多くの所得研究に倣い、世帯のなかで均等に所得が分配されていることを仮定して、世帯所得から算出した世帯員1人当たりの等価所得を用いる。そのため、所得については妻も夫も同じ金額となる。

図3：有配偶世帯における個人単位の時間貧困の概念図



参考) Vickery (1977) および Harvey and Mukhopadhyay (2006) を参考に筆者が作成。

時間については、まず、夫と妻それぞれの可処分時間 T_{mm} 、 T_{mf} （1日24時間から基礎的活動時間 T_e を除いた時間）が横軸の最大値となる。夫と妻それぞれの最低限必要家事時間 T_{1m} 、 T_{1f} については、夫の実際の家事育児分担割合（ PER_m ）により世帯の最低限必要家事時間を按分することにより求める（ $T_{1m}=T_1*PER_m$ 、 $T_{1f}=T_1*(1-PER_m)$ ）。そして、労働時間と通勤時間の合計（ T_{wm} 、 T_{wf} ）が可処分時間と最低限必要家事時間の差分よりも長い場合（ $T_{wm}>T_{mm}-T_{1m}$ 、 $T_{wf}>T_{mf}-T_{1f}$ ）、その個人は時間貧困と判断される。図3に示されるように、妻

の家事育児分担割合が高い場合、世帯の大半の家事を妻が 1 人で負わなくてはならないため、世帯単位の分析よりも、世帯員（主に妻）が時間貧困に直面する世帯が多くなる。妻が時間貧困に陥った世帯では、生活水準を保つために、足りない時間を財・サービスの購入で代替する必要がある。そのため、家事分担の偏りにより妻の生活時間の不足が生じることは、貧困の脱出に向けて必要となる財・サービスの購入量が多くなることを意味する。本稿では、実際、家事分担の偏りにより、どの程度、時間貧困率が高まっているのかについても推計を行う。

さらに、家事分担の偏りによる時間貧困率の高まりは、結果として、時間調整後の所得貧困の増加を招くかもしれない。時間不足を代替する財・サービスの購入ができず、生活水準を低下させざるを得ない世帯が、夫の家事参加の遅れによりどの程度増えているだろうか。独自にアレンジした個人単位の時間貧困分析フレームワークにより、こうした点を明らかにしていく。

3. 所得と時間の二次元貧困線のパラメーターの設定

この節では、図 2 で示された世帯単位の所得と時間の二次元貧困線におけるパラメーター M_0 , T_m , T_1 の設定方法について説明し、そのうえで、図 3 で示された個人単位の時間貧困分析における応用の方法について説明する。

(1) M_0 ：最低限必要所得額（所得の貧困線）

Vickery (1977) では、Social Security Administration (SSA) が示す世帯類型ごとの貧困インデックスを用いており、それに後続する研究においても、公的扶助の基準を当てはめたものが多い。日本においても、生活保護で地域や世帯類型ごとに示された保護基準を M_0 に当てはめることは可能であるが⁴、ここでは、貧困研究でしばしば用いられている相対的貧困線を用いることとする。これは、家計における規模の経済性を考慮して、世帯所得をまず世帯員数の平方根で割って等価所得をもとめて、世帯員 1 人当たりの所得水準を把握する。そして、貧困線 M_0 には、等価所得の分布の中央値の 1/2 をあてはめる。個人単位の分析においても、等価所得により世帯員 1 人当たりの所得水準を把握し、相対的貧困線を M_0 として利用する。

具体的には、本稿で用いるデータ「日本家計パネル調査」の対象世帯の総所得から等価総所得をもとめ、それにより各世帯、各個人の所得水準を把握する。貧困線 M_0 については、調査年ごとに、全サンプルを対象にした等価総所得の分布の中央値の 1/2 を相対的貧困線として、それを当てはめる。「日本家計パネル調査」では世帯の可処分所得（税引き後の手取り収入）についても質問しているが、有効回答率が低いため、次善的な策として総所得を用いる。 M_0 は調査年ごとに算出し、等価総所得で最小 162 万円から最大 168 万円となって

⁴ 石井・浦川（2014）でも世帯類型と居住地域などにより、生活保護の保護基準を当てはめている。

いる。

(2) T_m : 可処分時間

T_m は、世帯の成人の総時間（単身世帯の場合は 24 時間、夫婦世帯の場合は 48 時間）から、睡眠や食事・排泄・身の回りのケアといった基礎的活動時間 (T_e) を差し引いた時間である。先行研究に倣い、 T_e は外生的な変数として、社会全体の男女別の平均値を当てはめる。具体的には、日本の代表的な生活時間調査「社会生活基本調査」より、睡眠、身の回りの用事、食事に関する時間について、20-64 歳の男女別の平均値を T_e とする。

さらに、先行研究に倣い、最低限必要な余暇時間も T_e に加える。これについて Vickery (1977) では 10 時間/週、Harvey and Mukhopadhyay (2006) では 14 時間/週としている。本稿では最低限必要余暇時間として、月曜日から金曜日は 1 時間/日、土曜日と日曜日は 3 時間/日と仮定して、 T_e に加え、総時間から T_e の合計値を差し引くことにより T_m をもとめる。

世帯単位での分析では、夫と妻の可処分時間を合計して T_m を算出するが、個人単位での分析では合計せずに、夫の可処分時間 (T_{mm})、妻の可処分時間 (T_{mf}) として、それぞれ個別に扱う。

(3) T_1 : 最低限必要家事時間（時間の貧困線）

世帯単位での分析において、 T_1 は、家計内生産を代替する財・サービスを全く購入しなかった場合、1 世帯が最低限必要とする家計内生産に費やす時間を示している。Douthitt (1993) や Harvey and Mukhopadhyay (2006) が定義するように、本稿では T_1 を世帯単位での時間の貧困線として扱う。労働時間が $T_m - T_1$ を上回る場合、世帯はそれにより確保できなくなった家計内生産時間について、市場で代替する財・サービスを購入することで補わなければならない。

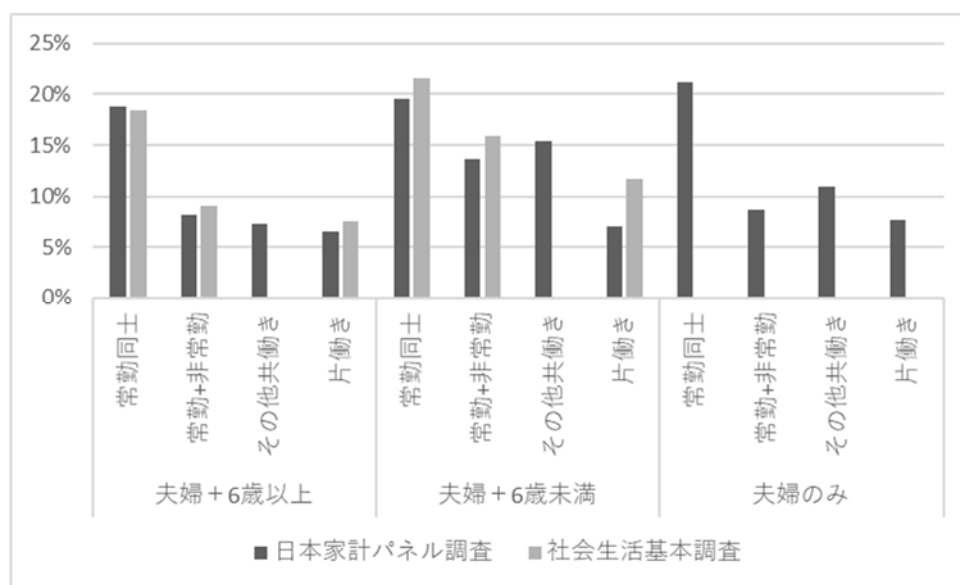
Vickery (1977) では、炊事、洗濯、育児・買い物、介護といった一連の家計内生産を全く外部化（外食や出前、お惣菜の購入、市場経済での家事関連サービスの購入など）しない場合に最低限必要となる家事時間を測るために、分析対象となる世帯類型ごとに、少なくとも無業の成人 1 人がいる世帯における家事時間の平均値をあてはめている。本稿では最低限必要な家事時間については、無業の成人がいる世帯の家事時間の平均値ではなく、世帯類型ごとの全体の平均値を用いることとする。無業の単身世帯の場合、時間的制約が過度に少ないこと、有配偶世帯では共働きが大多数になっていること、また、便利な電化製品の登場により家事の生産性が全体的に高まってきていることを踏まえると、無業の成人がいる世帯の家事時間は世間一般からすると過大な可能性もあるため、このように判断した。

具体的には、最低限必要な家事時間 T_1 として、「社会生活基本調査」より、世帯類型ごとに家事、看護・介護、育児、買い物に関する全体の平均値をあてはめる。ただし、ひとり親世帯の T_1 には、子どもの年齢と数が等しい有配偶世帯の妻の家事時間の平均値を当てはめ

る。田宮・四方（2007）によるひとり親世帯の生活時間の国際比較が示すように、わが国のひとり親世帯の労働時間が著しく長く、もともと家事時間が逼迫されている可能性があるため、このように対応する。また、男性の単身世帯においては、他の世帯と比較して家事時間の平均値が大幅に短く、おそらく、男性の単身世帯の多くでは、自炊をせず外食が多いなど、すでに家事の多くが外部化されていることが考えられる。そのため、男性の単身世帯の最低限必要家事時間については、女性の単身世帯の家事時間を代用することとする。

個人単位の分析では、このように算出された最低限必要な家事時間 T_1 について、夫の家事・育児の分担割合（ PER_m ）で按分し、夫の最低限必要家事時間（ T_{1m} ）と妻の最低限必要家事時間（ T_{1f} ）を割り出す。按分率は、分析対象となる「日本家計パネル調査」の各夫婦の実際の家事・育児の分担比率を用い、各世帯についてそれぞれ T_{1m} と T_{1f} をもとめた。

図4：世帯類型別 夫の家事・育児分担割合の平均値



註1) 夫と妻の1週間の家事・育児時間を合計し、そのうち、夫の時間分が占める割合を夫の家事・育児分担割合とした。

註2) 「日本家計パネル調査」では現役の無業世帯数が少ないため、図上から掲載を省略した。

註3) 子どものいる夫婦世帯における「その他共働き」及び、夫婦のみ世帯における夫婦の就業形態別の家事時間について、「平成28年社会生活基本調査」で該当する集計値が見つからなかったため、掲載していない。

出所) 「平成28年社会生活基本調査」集計表。「日本家計パネル調査」2011年から2018年を用いて筆者らが計算(N=4,343)。

世帯類型ごとに、夫の家事・育児の分担割合の平均値を図4に示す。参考までに、日本の代表的な生活時間調査「社会生活基本調査」の平成28年調査における、夫婦の家事関連時間（家事・介護/看護・育児・買い物にかかる時間）の比率についても、数値が入手できる範囲で列記している。夫婦ともに常勤で就業している場合、夫の分担割合がやや高くなるが、それでも2割前後にとどまることから、個人単位の時間貧困分析の重要性がうかがえる。

未就学児を抱える片働き世帯の夫の家事分担については、「日本家計パネル調査」は「社会生活基本調査」よりも低い割合を示しているが、それ以外のケースについては、いずれも近似した割合を示している。

表 1：世帯類型ごとのパラメーター (T_e , T_m , T_1 , T_a)

(単位：時間)	総時間 (V) week	基礎的活動時間 (Te)			Tm (V-Te) week	T1 (minimum household time)					合計 week	Ta (Tm-T1) week
		余暇 (平日) day	余暇 (土日) day	家事 day		介護/ 看護 day	育児 day	買い物 day				
単身世帯：												
H23 男性	168	82.3	1	3	85.7	1.8	0.1	0.0	0.6	17.3	68.5	
女性	168	83.2	1	3	84.8	1.8	0.1	0.0	0.6	17.3	67.5	
H28 男性	168	83.7	1	3	84.3	1.7	0.1	0.1	0.6	16.6	67.7	
女性	168	84.7	1	3	83.3	1.7	0.1	0.1	0.6	16.6	66.8	
Vickery (1977)	168	81.4	1	2.5	86.6	-	-	-	-	31.0	55.6	
ひとり親世帯：												
H23 末子年齢6歳以上	168	83.2	1	3	84.8	4.1	0.1	0.2	0.8	36.2	48.6	
6歳未満が1人	168	83.2	1	3	84.8	3.5	0.1	3.1	0.7	51.6	33.2	
6歳未満が2人以上	168	83.2	1	3	84.8	3.7	0.1	4.1	0.6	59.3	25.5	
H28 末子年齢6歳以上	168	84.7	1	3	83.3	4.0	0.1	0.2	0.7	35.2	48.1	
6歳未満が1人	168	84.7	1	3	83.3	3.1	0.1	3.3	0.6	50.2	33.2	
6歳未満が2人以上	168	84.7	1	3	83.3	3.2	0.1	4.7	0.6	59.4	23.9	
Vickery (1977) *	168	81.4	1	2.5	86.6	-	-	-	-	57.0	29.6	
Hervey et al. (2006) *	168	87.5	2	2	80.5	-	-	-	-	52.0	28.5	
夫婦と子ども世帯：												
H23 末子年齢6歳以上	336	165.5	2	6	170.5	4.4	0.1	0.3	1.0	40.5	130.0	
6歳未満が1人	336	165.5	2	6	170.5	3.7	0.1	3.6	1.0	58.7	111.8	
6歳未満が2人以上	336	165.5	2	6	170.5	3.9	0.1	4.9	0.9	68.6	101.9	
H28 末子年齢6歳以上	336	168.4	2	6	167.6	4.2	0.2	0.3	1.0	39.8	127.8	
6歳未満が1人	336	168.4	2	6	167.6	3.4	0.1	4.0	0.9	58.8	108.8	
6歳未満が2人以上	336	168.4	2	6	167.6	3.5	0.1	5.8	0.9	71.4	96.2	
Vickery (1977) **	336	162.8	2	5	173.2	-	-	-	-	62.0	111.2	
Hervey et al. (2006) **	336	175.0	4	4	161.0	-	-	-	-	74.6	86.4	
夫婦のみ世帯												
H23 夫婦のみ	336	165.5	2	6	170.5	3.7	0.1	0.1	1.0	35.0	135.5	
H28 夫婦のみ	336	168.4	2	6	167.6	3.6	0.2	0.1	1.1	34.7	133.0	
Vickery (1977)	336	162.8	2	5	173.2	-	-	-	-	43	130.2	

註 1) 男性単身世帯の T_1 には女性単身世帯の T_1 を当てはめた。

註 2) ひとり親世帯の T_1 には、子どもの年齢・数の等しい夫婦世帯の妻の T_1 を当てはめた。

註 3) *：ひとり親と子ども 1 人からなる世帯における値。

註 4) **：ふたり親と子ども 1 人からなる世帯における値。

出所) 総務省「平成 23 年社会生活基本調査」「平成 28 年社会生活基本調査」集計表より筆者らが作成。

設定したパラメーター T_m , T_1 については、世帯類型ごとに表 1 に示す。後述するように、世帯類型は「社会生活基本調査」の集計表で示される世帯類型に合わせている。また、本稿の分析対象とする年に合わせて、平成 23 年と平成 28 年に実施された「社会生活基本調査」の値を参考とする。念のため、平成 23 年から平成 28 年の 5 年間の生活時間の変化を見てみると、基礎的活動時間は 1 週間で約 1 時間程度長くなっていることがわかる。また、子どものいる夫婦世帯において、炊事・洗濯といった家事時間が短縮した一方で、特に、未就学児がいる世帯で育児時間が長くなっていることがわかる。未就学児を 2 人以上抱える夫

婦世帯では、1 日当たりの育児時間が夫婦合計で 1 時間も増加していることは注目に値する。こうした変化により、全体的に、可処分時間が僅かに減少していることがわかる。

表 1 では、参考までに、一連の先行研究で用いられた値についても列記している。基礎的活動時間および最低限必要家事時間において、本稿で設定した値は先行研究の値より小さいケースが多く、その分、時間貧困になる基準が厳しくなる。OECD (2011) による国際比較⁵でも明らかにされているとおり、日本人が余暇や個人的ケアに費やす時間は諸外国と比較して短い傾向にあり、日本の状況・慣習を反映した時間貧困線である点に注意が必要である。

(5) 家計内生産の代替率⁶

本稿では、家計内生産を代替する財・サービスの購入(外食や保育サービスの利用など)といった所得による時間の代替を想定し、これにより所得貧困に陥る世帯がどの程度いるか確認する。すなわち、図 2 における AM_1 、線分 M_0M_1 、線分 AM_0 で囲まれる部分に位置する世帯の割合を把握することを試みる。家事サービスの価格によって AM_1 の形状が定まるが、先行研究ではそれぞれ独自の方法で価格を設定している。

Vickery (1977) では、家事労働の代替率を 2 ドルから 2.5 ドルと設定しており、この金額は当時の皿洗いや掃除婦/掃除夫の時給と比較して妥当であるとしている。そのうえで、代替率が常に一定のケースや、代替率が通増するケース(外食のように安いものから始め、保育のようにお金がかかるのを後に回す)を検討している。一方、Harvey and Mukhopadhyay (2006)では、代替率に最低賃金(1998 年時点で 6.55 カナダドル)をあてはめて計算している。

本稿では、これらの先行研究とは少し手法を変え、現実の市場における各サービスの時間当たり価格をあてはめることとする。具体的には、 T_1 における家事内容として買い物、家事、育児の 3 つを想定し、それぞれの実際の時間配分に従って屈折点を設けた⁷。具体的には、買い物においては、食糧品および日用品の宅配サービスを想定し、大手運輸会社の冷蔵宅配サービスの価格を参考に、代替率を 833 円/時間と設定した⁸。家事(掃除、洗濯など)については、大手家事代行サービス業者における 1 時間あたりの家事代行サービスの価格 3240 円(税込)を代替率としてあてはめた。育児については、10 歳未満の子どもがいる世帯を対象に、保育園児⁹1 人当たりに対しては、総務省「平成 23 年度小売物価統計調査」よ

⁵ OECD (2011) p.130, Figure 6.2.

⁶ 石井・浦川 (2014) での設定をそのまま用いている。

⁷ ただし、単身世帯、夫婦ふたり世帯では育児の必要性がないため、育児の割合は 0%で屈折点は 1 つのみ、また末子が 10 歳以上の世帯においても育児サービスは必要ないと仮定し、同様に育児の割合を 0%とした。

⁸ 大手宅配業者の冷蔵宅配サービス 972 円 (2 kg まで) を週 3 回利用すると仮定。時間換算するために、1 日あたり 30 分で毎日買い物する代わりに、宅配サービスを利用すると考えると、 $(972 \text{ 円} \times 3 \text{ 回}) \div (0.5 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日}) = 833 \text{ 円}$ で、買い物に関する 1 時間当たりの代替率が 833 円となる。

⁹ 本稿で利用する JHPS では、世帯の子ども 1 人 1 人が保育所に通っているか否かについては把握でき

り各都道府県の県庁所在地の認可保育所の月額保育料¹⁰から割り出した時間当たり保育料を、それ以外の子ども 1 人当たりについては、大手ベビーシッター業者における 1 時間当たりの料金 4464 円（税込み）¹¹をあてはめた¹²。

4. データ

本稿で用いるデータは慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターによる「日本家計パネル調査（Japan Household Panel Survey: JHPS）」である。JHPS は 2009 年より全国の成人男女約 4,000 人を対象に開始されたパネル調査であり、世帯構成、就業状況、所得、生活時間、居住状況など幅広い項目を調査している。本稿では分析に必要な「通勤時間」に関する質問項目を含む 2011 年（JHPS2011）から 2018 年（JHPS2018）のデータをプールして分析を行う。

また、世帯内の成人の生活時間（労働時間と通勤時間）の情報をもとに時間貧困を測るため、その情報を正確に把握することができる世帯に分析対象を限定する。JHPS では調査対象者とその配偶者のみに生活時間に関する質問をしており、世帯に夫婦以外の成人がいる場合、その人の詳細な情報をデータから把握することができない。それゆえ、分析対象は 20 歳未満の子どもと夫婦からなる世帯（ふたり親世帯）、20 歳未満の子どもとひとり親からなる世帯（ひとり親世帯）、単身世帯（学生を除く）、夫婦ふたり世帯（子どもがいない世帯、もしくは子どもと同居していない世帯）、以上 4 つのタイプに限定する。

子育て期の世帯において、祖父母との同居の有無は生活水準を左右する重要な要素であり、時間貧困を救う重要な要素でもあるが、祖父母の生活時間を把握することができないため、三世帯世帯については分析対象から除外した。また、夫もしくは妻が単身赴任をしている世帯についても、世帯所得の正確な把握が難しいため、分析対象から除外する。さらに、夫婦のいずれかが 65 歳以上の世帯は分析対象から除外し、就労世代の貧困に焦点をあてることとする。

分析では、総務省「社会生活基本調査」における世帯類型に合わせて、分析対象を以下の世帯分類とする。また、十分なサンプルサイズを確保するため、「ふたり親と 6 歳未満の子

るが、その保育所が認可保育所か否か、また、保育料をいくら支払っているのかについては把握できない。

¹⁰ 認可保育所では、市区町村ごとに、子どもの年齢や数、世帯所得税額に応じて保育料が異なる。総務省「平成 23 年度小売物価統計調査」では、各県の県庁所在地にある認可保育所において、所得税額 165,000 円の世帯が 2 歳児 1 人を入所させる際に必要となる保育料を掲載している。分析対象の世帯ごとに所得税額の算出、および、居住する市区町村ごとの保育料の設定の情報収集をすることは膨大な作業量になるため、本稿では、次善の策として、「平成 23 年度小売物価統計調査」の値を参照する。

¹¹ 1 時間あたりの税抜き価格 3560 円に交通費 900 円一律を加えたものである。なお、参照した業者では、託児を希望する子どもが 2 人以上いる場合は、2 人目以降は半額という設定になっているので、本稿の分析でもそのように価格を設定した。

¹² 複数の育児サービスを併用（保育所や幼稚園に登園している時間以外に、ベビーシッターを雇っているなど）しているケースも考えられるが、本稿の分析ではそのようなケースは検討していない。

が1名からなる世帯」と「ふたり親と6歳未満の子どもが2名以上からなる世帯」を一括りにまとめる。

- ・単身世帯（男性・女性）
- ・ひとり親世帯
- ・ふたり親と末子が6歳以上の子からなる世帯(長子は20歳未満)
- ・ふたり親と6歳未満の子が1名からなる世帯(長子は20歳未満)
- ・ふたり親と6歳未満の子が2名以上からなる世帯(長子は20歳未満)
- ・夫婦ふたり世帯

その他、分析で用いる変数は、対象者および配偶者の就労状況を示す変数、週当たり労働時間および通勤時間、子どもの年齢、子どもの就学状況であり、これらの変数がすべて揃う世帯に分析対象を絞る。また、本稿の分析では、様々な条件に基づいて分析対象を分類するため、単年度のデータ、とりわけひとり親世帯でサンプルサイズが小さくなってしまうという問題がある。そこで、2011年から2018年のデータをプールして分析を行うこととする。

8年分のデータをプールした分析対象数は5,323である。内訳は、男性単身世帯が507ケース、女性単身世帯が306ケース、ひとり親世帯が167ケース、ふたり親で末子が6歳以上の世帯が2,051ケース、ふたり親で6歳未満が1名のみの世帯が696ケース、ふたり親で6歳未満が2人以上いる世帯が320ケース、夫婦ふたり世帯が1,276ケースとなっている。

データの代表性を確認するため、等価可処分所得を計算して、「国民生活基礎調査」と貧困線の値と貧困率を比較した。等価可処分所得による貧困線を比較すると、「国民生活基礎調査」の2012年と2015年データでは両年とも122万円、たいして、JHPS2012とJHPS2015でも両年とも125万円で大きな差はない。ひとり親世帯の貧困率についても、「国民生活基礎調査」の2012年では54.6%、2015年では50.8%、たいして、JHPSではひとり親世帯のサンプルサイズが小さいので8年分をプールして集計すると52.5%であり、こちらについても近似した値が確認できた。

5. 所得と時間の2次元貧困率

この節では、「日本家計パネル調査」の2011年から2018年のプーリングデータを用いて、世帯単位と個人単位の2次元貧困率それぞれについて、世帯類型別に確認していく。まずは、長時間労働、もしくは、家事・育児の責務の過多により、最低限必要家事時間(T_1)を確保できない時間貧困世帯の割合、および、時間貧困者の割合について世帯類型別に確認する。次に、図2および図3で示された「時間調整後所得貧困」の割合について計算する。時間貧困世帯のうち、どれだけの世帯が、十分な所得がなく、金銭により時間不足を解消できず、結果として生活水準が貧困線以下に落ちてしまっているのかを確認する。

(1) 時間貧困率

表2では、世帯類型ごとの時間貧困率を表している。時間貧困については、調査対象世帯ごとに、表1で示された配分可能時間 ($T_a = T_m - T_1$) から、実際の労働時間と通勤時間の世帯合算値 (T_w) を差し引き、値がマイナスになる場合を時間貧困と判断する。つまり、労働時間（通勤時間含む）が長く、最低限必要な家事時間 (T_1) を確保できない場合、時間貧困とみなされる。個人の時間貧困の場合も、同様の方法で計算される。

表2：世帯類型別の時間貧困率（世帯単位と個人単位）

	観測数	時間貧困率		
		世帯	個人	
			男性	女性
男性単身	507	8.5%	-	-
女性単身	306	9.2%	-	-
ひとり親	167	24.0%	-	-
ふたり親6歳以上_常勤同士	245	6.1%	6.9%	21.6%
ふたり親6歳以上_常勤+非常勤	943	0.5%	3.6%	1.4%
ふたり親6歳以上_その他共働き	385	2.6%	6.5%	12.5%
ふたり親6歳以上_片働き	475	0%	5.1%	0.6%
ふたり親6歳以上_無業	3	-	-	-
ふたり親6歳未満_常勤同士	178	31.5%	17.4%	80.9%
ふたり親6歳未満_常勤+非常勤	221	5.4%	7.2%	30.3%
ふたり親6歳未満_その他共働き	122	9.0%	9.8%	36.1%
ふたり親6歳未満_片働き	495	0%	5.3%	0%
ふたり親6歳未満_無業	0	-	-	-
夫婦_常勤同士	255	3.9%	5.1%	28.6%
夫婦_常勤+非常勤	316	1.6%	4.1%	8.2%
夫婦_その他共働き	286	2.1%	3.1%	10.8%
夫婦_片働き	367	0%	2.2%	2.2%
夫婦_無業	52	-	-	-
全体	5,323	4.5%	5.9%	11.7%

註1) 観測数が100以下の世帯類型では集計結果を割愛している。

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018を用いて筆者らが算出。

世帯単位での時間貧困率を見ると、未就学児を抱えながら夫婦ともに常勤で働く世帯でもっとも高く、31.5%となっている。次いで高いのは、ひとり親世帯で24%となっている。これらの世帯では、労働時間に加えて、必要となる育児時間が長いため、時間貧困に陥りやすい。日本では、他国と比較してひとり親世帯の就業率が高く、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯の81.8%が就業している。就労と家事・育児を1人で負わなくてはならないことが、時間貧困率の高さの要因となっている。

また、最低限必要な家事時間が他の世帯よりも短い単身世帯でも、全体の時間貧困率(4.5%)と比べると、時間貧困の割合が高く、男女それぞれで1割弱の世帯が時間貧困となっている。これらの世帯では、長時間労働や長時間通勤が時間貧困の直接的な要因となっている。

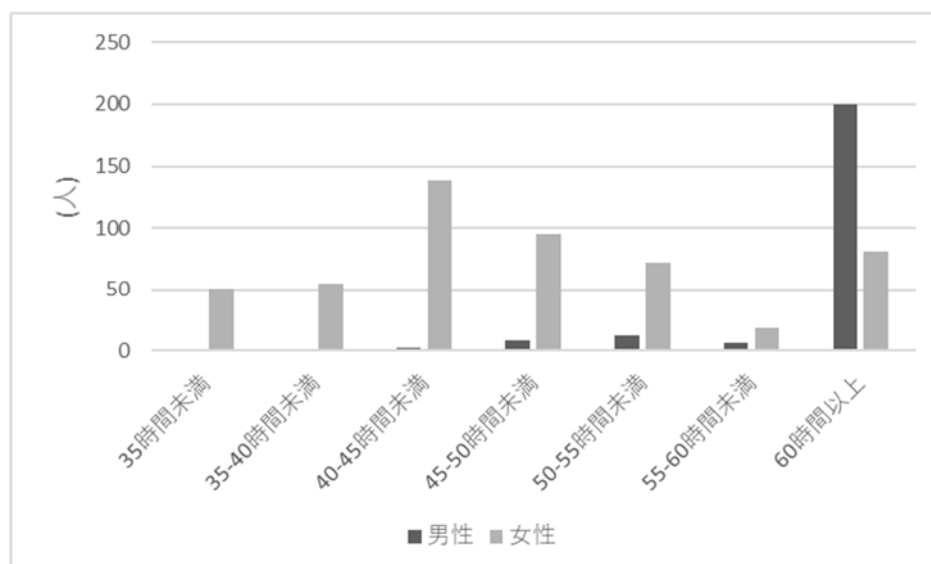
単身世帯における時間貧困世帯の特徴を見ると、常勤での就業者が多く、中でも役職ありの割合が高い。就業者に限り、年収の平均値を時間貧困の単身者とそうでない単身者とで比較すると、時間貧困の単身者で平均 401 万円（中央値 400 万円）、一方、時間貧困でない単身者では平均 380 万円（中央値 350 万円）であり、時間貧困の方が平均として所得水準が高いことがわかる。

次に、個人単位で計った時間貧困率について見ていく。2 節で提示した方法に従い、有配偶世帯に限定して、世帯類型ごとに男女別に計測した。

もっとも目を引くのは、未就学児を抱える夫婦世帯の妻の貧困率であり、なかでも、夫婦ともに常勤で就業しており、就学前の子どもを持つ場合、妻の 8 割が時間貧困となっている。図 4 で確認したとおり、未就学児を抱え、夫婦ともに常勤で就業している世帯であっても、夫の家事・育児参加割合は 2 割程度にとどまる。妻はフルタイムの就業に加えて、家事や育児の大半を担っていることから、個人単位で時間貧困率を計算すると、時間貧困に陥る割合が非常に高くなる。妻が時間貧困に陥っていない残り 2 割の世帯における夫の家事・育児分担割合を見ても、平均で 32%と決して高くはなく、夫の家事・育児分担割合が 5 割を超すのは、対象世帯のうちわずか 10%に過ぎない。

小学生以上の子どもがいる場合も、夫婦がともに常勤で勤務している場合は、妻の時間貧困率は 21.6%と高い。また、子どもがいない夫婦世帯でも、常勤同士の場合は、妻の時間貧困率は 28.6%と高い。いずれも、家事や育児の負担が妻に偏り、常勤としての労働時間と家事時間の間で、時間に追われる生活を強いられていることが要因だと考えられる。

図 5：時間貧困者における労働時間



註 1) 有配偶世帯に限定。男性 228 人、女性 510 人の時間貧困者を集計。
出所)「日本家計パネル調査」2011-2018 を用いて筆者らが算出。

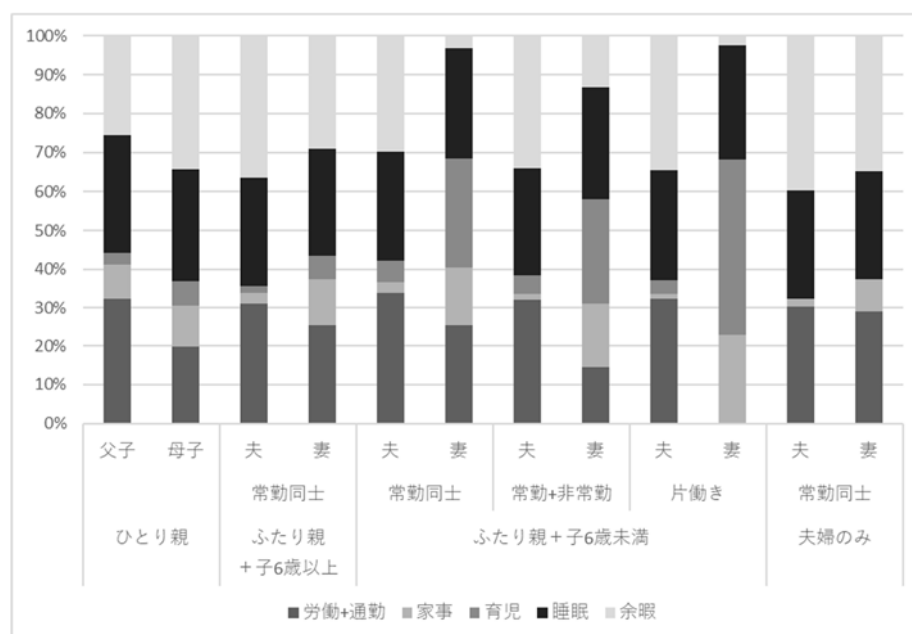
個人単位の時間貧困分析は、男性の時間貧困についても問題を浮き彫りにすることができ

る。興味深いのは、片働きの世帯では無業者の存在により、世帯単位で見ると時間貧困率が非常に低くなるが、個人単位で見ると、2%～5%とわずかではあるが、夫の時間貧困率が浮き彫りになる点である。

図5では、個人単位の分析で時間貧困と判別された人々の労働時間の分布を男女別に示しているが、男性の時間貧困のほとんどが、長時間労働に起因するものであることがわかる。なお、時間貧困に陥る男性の就業形態を見るとその8割が常勤勤務であり、そのうち半分は役職のある雇用者である。

個人単位の時間貧困の結果の背景を確認するため、図6では、「日本家計パネル調査」2011年から2018年のプーリングデータを用い、各世帯類型の男女別に各活動の週当たりの時間配分の平均値を求めた。週当たりの労働時間、通勤時間、家事時間、育児時間、平日の睡眠時間、休日の睡眠時間は調査から把握できるため、それらを週の総時間148時間（24時間×7日）から差し引き、残った時間を「余暇」としてあらわしている。

図6：世帯類型別・男女別の1週間の平均的な時間配分



註) 世帯類型ごとに、男女別に週当たり労働時間、通勤時間、家事時間、育児時間、睡眠時間の平均値を把握し、それらの合計を週の総時間(24時間×7日=148時間)から差し引いたものを「余暇」として、各活動の分布を示した。

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018を用いて筆者らが算出。

個人単位の時間貧困分析の結果同様に、未就学の子どもを抱える夫婦世帯における男女間の時間配分の違いは顕著である。平均的に見て女性の労働時間は男性よりも短いものの、それ以上に、家事や育児への時間配分が大きく、結果として女性の余暇時間がわずかであることがわかる。一方、男性においては、未就学児を抱えていることで、他の世帯類型の男

性と比べると育児時間がわずかに目立っているが、それでも、平均的に見ると、妻とは比較にならないほどの余暇時間を有する点も、時間貧困分析の結果と整合的である。さらに、妻の就業の有無、就業形態がどうであろうと、夫の時間配分にほとんど違いがないことがわかる。

個人単位で時間貧困率を計ると、世帯単位での計測と比べ、総じて女性の時間貧困率が高くなることがわかった。時間貧困とは最低限必要な家事時間を確保できない状況を指しており、これらの世帯は、家事関連の財・サービスを購入することで、足りない時間を代替する必要がある。夫の家事参加が増加すれば、女性の時間貧困率はその分低下し、世帯として必要となる財・サービスの購入量は減るだろう。しかし、現実には、家事や育児の責務が過度に女性に偏っていることにより、夫が協力していれば不要であるはずの財・サービスを購入する必要性が生じていることを示唆している。つまり、家事・育児の役割分担の偏りにより生じる妻の高い時間貧困率は、家事や育児がよりフェアに分担されている場合には必要のない支出や負担を生じさせていることを意味している。

（２）所得と時間の二次元貧困率——「時間調整後所得貧困」の割合

ここまでは、時間貧困のみについて確認してきたが、この節の最後に、所得と時間の２次元のフレームワークを活かし、図２および図３で示した５つの貧困カテゴリーについて確認する。まずは、所得と時間の貧困線により、世帯を「非貧困」「時間貧困・所得非貧困」「時間貧困・所得貧困」「時間非貧困・所得貧困」の４つに分類する。そのうえで、「時間貧困・所得非貧困」世帯について、家事を代替する財・サービスの購入により、時間貧困を解消するだけの金銭的余裕があるかどうかを見るために、第２節（５）で説明した家計内生産の代替率を用いて、「時間調整後所得貧困」と「時間調整後所得非貧困」に二分する。これにより、十分な所得がないことで、長時間労働や家事分担の偏りによる時間不足を解決することができない世帯がどれだけ存在するかを把握する。

まずは、先行研究の方法を踏襲し、世帯単位で行った分析結果を表３に示す。世帯主が６４歳以下の単身世帯、夫婦世帯、夫婦と子ども世帯に限定しているため、所得の貧困率は日本全体の貧困率よりも低いことに留意しなくてはならない。そのうえで、時間貧困でも所得貧困でもない「非貧困」の割合を見てみると、子どもが小学生以上の夫婦世帯では、非貧困の割合が９割強と高い。有配偶世帯では所得の貧困率が低いことと、子どもが小学生以上の場合、子育てに多くの時間がかからなくなり時間貧困の割合が低いことが要因と考えられる。一方、未就学児を抱える有配偶世帯では、所得貧困率は低いものの、子育てゆえに最低限必要家事時間（ T_1 ）が長いと、夫婦がともに常勤で働いている世帯を中心に時間貧困率が高く、結果として非貧困の割合が低くなっている。ひとり親世帯においては、非貧困率が著しく低く、同時貧困率が突出して高い。ひとり親世帯の大半を占める母子世帯においては、仕事と家事・育児を１人で担う時間的制約や、低い稼得能力が要因となり、時間も所得の貧困に陥る割合が高い。

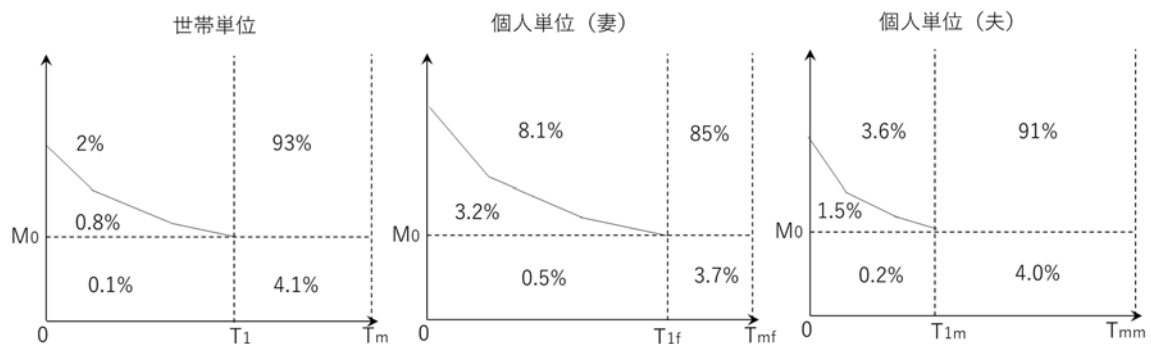
表 3：世帯類型別にみた二次元貧困率

	所得貧困				
	非貧困	時間貧困			
		所得貧困・ 時間非貧困	所得貧困・ 時間貧困	時間調整後 所得貧困	時間調整後 所得非貧困
単身世帯	75%	16%	0%	2%	6%
男性	78%	13%	1%	1%	7%
女性	70%	21%	0%	3%	6%
ひとり親世帯	30%	46%	11%	4%	8%
ふたり親世帯＋末子6歳以上	96%	3%	0%	0%	1%
常勤同士	94%	0%	0%	1%	5%
常勤＋非常勤	99%	1%	0%	0%	0%
ふたり親世帯＋末子6歳未満	85%	7%	0%	3%	4%
常勤同士	67%	1%	1%	13%	18%
常勤＋非常勤	91%	3%	0%	3%	2%
夫婦世帯	94%	4%	0%	0%	1%
全体	88%	7.2%	0.5%	1.1%	2.9%

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018 を用いて筆者らが算出。

「時間調整後所得貧困」の割合について見ると、未就学児を抱える夫婦ともに常勤で就労する世帯で 13%と著しく高いことがわかる。表 2 で確認したとおり、この世帯類型で時間貧困率が高く (31%)、そのうち 4 割程度 (13%÷31%) が、時間貧困を解消するために、家事を代替する財・サービスを購入できるだけの金銭的余裕がないということがわかる。未就学児を抱える夫婦ともに常勤で就労する世帯においては、時間の多くを労働に配分することにより所得貧困は避けることができているものの、時間不足を補えるだけ十分な収入を稼いでいるわけではなく、二次元で生活水準を測ると貧困と判断される割合が 15% (13%+1%+1%) と高いことがわかる。

図 7：個人単位で計測した時間貧困率（有配偶世帯のみ）



註) 世帯類型別の詳細な値については、付表 1 を参考にされたい。

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018 を用いて筆者らが算出。

二次元貧困率について、個人単位の分析結果でも確認しておく。図7では、有配偶世帯に限定して、5つの貧困カテゴリーについて、世帯単位での結果と、男女別に個人単位での結果を図示している。いずれも有配偶世帯の合計値を掲載しているが、より詳細な世帯分類別の結果は、付表1にて確認できる。

夫婦の家事・育児分担比率を考慮して、妻と夫それぞれの時間貧困率を計算した場合、すでに確認した通り、妻の時間貧困率が高い。家事負担の偏りがなければ低く済んでいた時間貧困率も、妻に家事負担が偏ることで高くなり、その世帯が直面する不足時間が大きくなるため、金銭により不足する時間を補うことができない「時間調整後所得貧困」に属する割合が高くなることがわかる。

有配偶世帯全体で見ると、妻の「時間調整後所得貧困」は3.2%であるが、未就学児を抱える有配偶世帯の妻に限定すると11%、さらに、夫婦ともに常勤での共働き世帯に限定すると、39%になることがわかる（付表1）。未就学児を抱える夫婦ともに常勤の共働き世帯では、妻の時間貧困率が8割で、その半分は、時間貧困を解消するために、家事を代替する財・サービスを購入できるだけの金銭的余裕がないということがわかる。

働く妻の時間貧困率の高さは労働時間の長さのみならず、夫の家事分担の低さに起因する。夫婦の家事分担がよりフェアに行われていたら、働く妻の時間貧困率は低く抑えることができ、時間不足を穴埋めするための財・サービスを購入する必要性もなくなる。個人単位の時間貧困分析による「時間調整後所得貧困」は、夫の家事や育児の役割分担の低さが、働く妻の時間貧困率を高め、よりフェアに役割分担していれば避けられたはずの生活水準の低下をひき起こすことを示唆している。

6. 夫婦の家事分担の決定要因に関する一考察

従来の世帯単位の時間貧困分析を個人単位の分析方法に応用したここまでの分析で、夫婦間の家事分担の偏りや長時間労働の影響により、時間の逼迫に関するより現実的な状況を把握することができた。日本の多くの世帯では、共働きであっても、ほとんどの家事や育児は女性が担っているため、時間貧困に直面する女性が多く、そのことが世帯全体の生活水準の低下をもたらすことが分かった。

このことを踏まえて、ここでは、本稿の最後の分析として、女性の時間貧困の主要な要因の1つとなっている、夫婦間における家事や育児の役割分担の偏りについて検討し、女性の時間貧困率低下の鍵を探る。図3で確認したように、日本において夫の家事や育児の参加割合はとても低い。女性の活躍が推進されるなか、夫の家事参加や、育児休暇の取得などは必須の課題である。ここでは共働き世帯に限定して、夫と妻がどのような労働条件にある場合、夫の家事・育児割合が高まるのかについて分析する。

夫の家事や育児への参加に関する多くの先行研究は、夫の家事・育児時間といった絶対値

に着目しているのに対し、本稿では夫の家事や育児の負担割合といった妻との相対的な値に着目する¹³。例えば、新しく子どもが生まれたことにより家事や育児の必要量が増し、夫の家事・育児時間が増えたとしても、同時に妻の家事・育児時間も増えているだろう。家事や育児の必要量はライフサイクルの各時点により変わりうるはずのため、夫の家事・育児時間に着目したところで、それがどの程度、妻の負担を軽減しているか把握することができない。相対的な値に着目することで、あらゆる時点における夫の貢献度を測ることができる。

表4は、夫の家事・育児参加割合を被説明変数に、世帯の属性、夫と妻の労働条件などを説明変数において、最小二乗法（Pooled OLS）およびパネルデータの固定効果モデルで回帰分析した結果である。女性の時間貧困の主要因は、本人の労働時間の長さと、家事・育児の負担であるため、ここまでの分析対象のうち、有配偶世帯で、妻が週35時間以上働いている世帯に限定して¹⁴、そのうち、どういった世帯で夫の家事・育児参加割合が高く、女性の時間貧困を避けることができているのかについて分析している。

夫の年齢の影響を見ると、最小二乗法では有意にマイナスの影響が出ており、若い男性ほど、家事分担の割合が高い。一方、固定効果分析では有意な結果が出ておらず、最小二乗法での結果が、歳をとることの効果ではなく、コホートの効果を表していることがわかる。

賃金率の対数値の係数を見ると、夫の賃金率が高いほど夫の家事分担割合が低く、妻の賃金率が高いほど夫の家事分担割合が高いことがわかる。係数の大きさに違いがあるものの、固定効果分析でも有意な結果が確認できる。機会費用の観点から考えると当然の結果が確認されたが、係数の大きさを見ると、Pooled OLSでは、絶対値で比較すると夫の賃金の効果の方が大きい、固定効果分析で見ると、妻の賃金の効果の方が大きくなる。夫の賃金の上昇は夫の家事分担割合を下げる可能性はあるが、その効果は小さく、むしろ、妻の賃金率が上昇することが夫の家事参加を促す可能性があることを示唆している。

労働時間について見ると、夫の労働時間が長いほど夫の家事参加割合が低い一方で、妻の労働時間が長いと夫の家事参加割合が高いことがわかる。係数の大きさを比較すると、絶対値において大差はなく、家事分担割合に対する夫婦それぞれの労働時間の影響度は、同程度であることがわかる。労働時間よりはるかに影響が小さいものの、夫婦の通勤時間についても、Pooled OLSの結果では、夫の家事・育児参加割合に統計的に有意な値を示している。夫の通勤時間が長い世帯ほど夫の家事参加割合が低く、妻の通勤時間が長い世帯ほど夫の家事参加割合が高いことがわかる。

未就学児の有無と人数については、未就学児がいる場合、そうでない場合と比べて夫の家事・育児参加割合に有意な差がない。夫の家事・育児時間といった絶対値を分析している佐々木（2018）では、末子の年齢が低いほど、夫の家事・育児時間が長くなることが明らかになっているが、この分析では妻との分担の割合に着目しているため、幼い子どもの存在は

¹³ 佐々木（2018）では男性の家事育児時間雄規定要因等に関する国内外の先行研究について網羅的にレビューされている。

¹⁴ 個人単位で時間貧困にある女性の9割が労働時間35時間以上である。

夫婦の役割分担のバランスには影響を与えてないと考えられる。

表 4：夫の家事・育児分担割合の決定要因に関する分析

(Y=夫の家事・育児分担割合)	OLS	Fixed effect	OLS	Fixed effect
夫の年齢	-0.004 ***	-0.001	-0.004 ***	0.000
未就学の子どもの数 (ref=0)				
1人	0.023	0.007	0.025	0.008
2人以上	-0.022	-0.010	-0.020	-0.001
夫の賃金率 (対数値)	-0.083 ***	-0.038 **	-0.078 ***	-0.035 *
夫の週の労働時間	-0.003 ***	-0.002 **	-0.003 ***	-0.001 *
妻の週の労働時間	0.003 ***	0.002 *	0.003 ***	0.002
妻の賃金率 (対数値)	0.056 ***	0.057 ***	0.055 ***	0.059 ***
妻の最終学歴 (ref=高校)				
中学	0.002		-0.002	
高専・短大	0.035 **		0.033 **	
大学・大学院	0.034 *		0.031 *	
その他 (専門学校など)	-0.039 *		-0.040 *	
夫の最終学歴 (ref=高校)				
中学	-0.102	0.000	-0.094	0.000
高専・短大	-0.008	0.000	-0.004	0.000
大学・大学院	-0.029 *	0.000	-0.023	0.000
その他 (専門学校など)	-0.007	0.000	0.000	0.000
妻の片道通勤時間	0.002 ***	0.001	0.002 ***	0.001
夫の片道通勤時間	-0.001 ***	-0.001	-0.001 ***	-0.001
夫婦の就業形態 (ref=常勤同士)				
常勤+非常勤	-0.008	0.034	-0.010	0.036
その他共働き	0.014	0.010	0.013	0.008
夫の就業形態 (ref=常勤(役職なし))				
自営業	0.007	0.065	-0.003	0.056
非常勤	-0.047	0.016	-0.056	0.021
常勤 (役職あり)	0.028 **	0.035 *	0.025 *	0.033 *
夫の企業規模 (ref=1~29人規模)				
30~99人規模	0.041 **	-0.023	0.050 **	-0.020
100~499人規模	0.030	-0.045	0.041 **	-0.046
500人以上	0.029	0.039	0.042 **	0.037
官公庁	0.054 **	0.061	0.067 ***	0.062
夫の勤務体系 (ref=通常勤務)				
フレックスタイム制			-0.033	-0.002
変形労働時間制			0.004	-0.058 **
裁量労働・みなし労働時間制			-0.052	-0.023
時間管理なし			0.024	0.010
夫の勤務先での制度の有無				
在宅勤務制度ありダミー	-0.034	0.030		
短時間勤務制度ありダミー	-0.012	0.004		
半日・時間単位の休暇制度ありダミー	0.041 ***	0.033 *		
定数項	0.491 ***	0.032	0.473 ***	-0.032
観測数	967	967	967	967

註 1) 妻が週 35 時間以上就労している世帯に限定して分析。

註 2) 掲載している説明変数以外に、調査年度についてのダミー変数もコントロールしている。

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018 を用いて筆者らが算出。

夫の就業形態や企業規模、働き方の影響はどうであろうか。常勤（役職なし）の場合に比べて、常勤（役職あり・経営者）の場合の方が家事参加割合が高いことがわかる。夫の年齢が若いほど家事参加割合は高い一方で、役職がある方が家事参加割合が高い。勤務している企業規模について見ると、Pooled OLS の結果では、従業員が 30 人未満の中小企業に比べて、それ以上の規模の方に勤務している男性の方が、家事参加割合が高い。夫が官公庁に勤務している場合に、もっとも家事参加割合が高いことがわかる。

夫の勤務時間に関する制度については、Pooled OLS の結果では、家事分担割合と有意な関係は確認されなかったが、固定効果分析では変形労働時間制の場合、有意にマイナスの効果があることが分かった。シフト制はこれに当たるが、夜勤など日によって労働時間帯が異なる場合は、家事参加が難しくなると予想される。

夫の勤め先に「半日・時間単位の休暇制度」がある場合、家事の参加割合が高いことは、Pooled OLS でも固定効果分析でも確認できた。基本統計量で示すとおり、半数近くの対象者で勤務先にこの制度があり、逆にこういった制度がない企業に勤務している場合、柔軟に働くことができず、夫の家事分担が低くなると予想される。

フレックスタイム制や裁量労働制、在宅勤務制度など、昨今、着目されている制度については、該当者が 1 割未満と、調査時点では該当者が極一部の人に限定されており、統計的に有意な影響は表れなかった。新型コロナウイルス感染症対策を契機に、今後、より多くの人が適用範囲になった場合、新たな影響が見られることが期待される。

7. 結論

本稿では、Vickery (1977) の時間貧困の分析フレームワークを確認したうえで、それを応用して、個人単位の時間貧困の分析フレームワークを作成した。それにより、従来の世帯単位の時間貧困フレームワークではとらえることができなかった、妻への家事・育児分担の偏りにより生じる共働き世帯の女性の時間貧困を捉え、このことが結果として家計支出に非効率をもたらすことを明らかにする試みをした。

夫婦における実際の家事・育児の分担割合を考慮した個人単位の時間貧困の分析の結果、未就学児を抱える夫婦ともに常勤で就業する世帯においては、妻の時間貧困率が 8 割に上がることが分かった。夫婦の家事・育児分担を考慮に入れない世帯単位の時間貧困分析においても、この世帯類型では 3 割ほどが時間貧困という結果であったが、夫の家事参加の低さが、働く妻の時間不足を深刻化していることが分かった。

時間貧困とは最低限必要な家事時間を確保できない状況を指しており、これらの世帯は、家事関連の財・サービスを購入することで、足りない時間を代替する必要がある。家事や育児の責務が過度に女性に偏っていることにより、夫が協力していれば不要であるはずの財・サービスを購入する必要性が生じてしまっている。言い換えると、家事や育児がよりフェアに分担されている場合には必要のない、支出や負担を生じさせていることを意味している。

さらに、「時間調整後所得貧困」割合の上昇が示すように、時間貧困を代替する財やサービスの必要量が増えることで、それを購入するだけの経済的余裕がなく、生活水準を落とさざるを得ない世帯が少なからず存在することが明らかとなった。未就学児を抱えて夫婦ともに常勤の共働き世帯においては、4割程度が「時間調整後所得貧困」にあることが分かった。夫の家事参加割合が低いことは、妻の就労の足かせとなるばかりでなく、家計や世帯員全員のゆとりに対しても、非効率な結果をひき起こすことがうかがえる。

人口の少子高齢化が進む中で、女性の活躍を推進することは社会的な課題であり、女性の生活時間の逼迫を解消し、労働市場において、本人の能力を十分に活用する機会を持たせることが重要である。そのためには、やはり男性の家事参加を一步進める必要がある。

女性の時間貧困の問題の解決の鍵となる、夫の家事や育児の参加に関する追加的な分析からは、夫の労働時間が夫の家事参加に重要な要因になっていることと、機会費用として、特に女性の賃金率が有意な影響を持つことが分かった。働き方改革による長時間労働の是正の必要性は言うまでもなく、男女間賃金格差や、正規・非正規間の賃金格差を是正し、女性の家事の機会費用を正当に評価することも、夫の家事参加を促すうえで大切だろう。

今回の分析では、男性の家事育児参加に対する在宅勤務制度の効果は確認されなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大による在宅勤務の予期せぬ普及は、夫婦の家事・育児の役割分担について見直すきっかけを与えているかもしれない¹⁵。子どもの休校により母親が離職するケースも多く、在宅勤務により仕事を続けられたとしても、休校中の子どものケアや昼食の支度など、負担の多くが妻に押し掛かっているケースは少なくない。

もちろん、コロナ禍での在宅勤務は例外的な状況であるが、今後、在宅勤務の拡大により、働く女性の家事や育児の負担がむしろ加速する方向に働いては、女性の活躍推進の逆風となりかねない。育児や家事と仕事が両立しやすい環境づくりにより、女性の就業率を高めることも重要であるが、フェアな役割分担が家計を助け、時間で測った個人のウェルビーイングを高めることが本研究から明らかとなった。在宅勤務により通勤時間の短縮や効率的な時間の使い方による労働時間の短縮が、女性の育児と仕事の両立を後押しするだけでなく、男性の家事育児参加を高める方向に機能することを期待する。

時間貧困の軽減には、夫婦の役割分担ばかりでなく、家事や育児の外部化も解決策の1つとして考えられる。ベビーシッターや家政婦は、日本においてはいまだ馴染みの薄いサービスではあるが、長期休暇中の給食サービスの拡充¹⁶や学童保育の充実、多様な働き方に対する認可保育サービスの拡充など、抵抗感の少ない外部化の可能性は多くある。労働時間を保育認定の重要な判断基準としていた従来の制度は、働き方の多様化に応じて再検討を要するだろう。時間は有限な資源であり、ウェルビーイングを左右する重要な要素である。夫婦間の時間貧困の不平等が解消されることは、女性の活躍促進の追い風となるだろう。

¹⁵ 村上由美子「ダイバーシティ進化論：在宅勤務の急速な普及——家庭での役割分担見直しを」日経新聞 2020年6月8日朝刊 17ページ。

¹⁶ 石井（2020）

付表 1：個人単位で計測した所得と時間の二次元貧困率（有配偶世帯のみ）詳細表

	妻					夫				
	所得貧困			時間貧困		所得貧困			時間貧困	
	所得貧 非貧困	所得貧 困・時間 非貧困	所得貧 困・時間 貧困	時間調整 後所得貧 困	時間調整 後所得非 貧困	所得貧 非貧困	所得貧 困・時間 非貧困	所得貧 困・時間 貧困	時間調整 後所得貧 困	時間調整 後所得非 貧困
ふたり親世帯＋末子6歳以上	92%	2%	0%	1%	4%	93%	3%	0%	1%	4%
常勤同士	78%	0%	0%	2%	20%	93%	0%	0%	2%	5%
常勤＋非常勤	98%	1%	0%	0%	1%	96%	1%	0%	1%	2%
ふたり親世帯＋末子6歳未満	68%	7%	1%	11%	13%	85%	7%	1%	3%	4%
常勤同士	19%	1%	1%	39%	41%	81%	2%	0%	4%	13%
常勤＋非常勤	67%	3%	0%	10%	20%	90%	3%	0%	5%	3%
夫婦世帯	85%	4%	0%	1%	10%	93%	4%	0%	0%	3%
常勤同士	71%	0%	0%	0%	28%	95%	0%	0%	0%	5%
常勤＋非常勤	91%	0%	0%	1%	8%	96%	0%	0%	0%	4%
有配偶合計	85%	3.7%	0.5%	3.2%	8.1%	91%	4.0%	0.2%	1.5%	3.6%

付表 2：夫の家事・育児分担割合の決定要因分析の基本統計量

(Y=夫の家事・育児分担割合)	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
夫の家事・育児分担割合	967	17%	0.19	0	1
夫の年齢	967	44.2	9.2	24	64
未就学の子どもの数 (ref=0)					
0人	967	81%	0.39	0	1
1人	967	14%	0.35	0	1
2人以上	967	5%	0.22	0	1
夫の賃金率 (対数値)	967	7.60	0.61	5.3	9.9
妻の賃金率 (対数値)	967	7.15	0.57	4.2	9.3
夫の週の労働時間 (時間)	967	47.2	14.8	5	96
妻の週の労働時間 (時間)	967	43.5	7.8	35	96
妻の最終学歴 (ref=高校)					
中学	967	2%	0.13	0	1
高校	967	36%	0.48	0	1
高専・短大	967	24%	0.43	0	1
大学・大学院	967	27%	0.45	0	1
その他 (専門学校など)	967	10%	0.31	0	1
夫の最終学歴 (ref=高校)					
中学	967	1%	0.08	0	1
高校	967	37%	0.48	0	1
高専・短大	967	9%	0.28	0	1
大学・大学院	967	47%	0.50	0	1
その他 (専門学校など)	967	7%	0.25	0	1
妻の片道通勤時間 (分)	967	25.6	22.7	0	150
夫の片道通勤時間 (分)	967	31.9	26.5	0	180
夫婦の就業形態 (ref=常勤同土)					
常勤+常勤	967	53%	0.50	0	1
常勤+非常勤	967	23%	0.42	0	1
その他共働き	967	23%	0.42	0	1
夫の就業形態 (ref=常勤(役職なし))					
自営業	967	14%	0.35	0	1
非常勤	967	7%	0.25	0	1
常勤 (役職あり)	967	36%	0.48	0	1
常勤 (役職なし)	967	44%	0.50	0	1
夫の企業規模 (ref=1~29人規模)					
1~29人規模	967	33%	0.47	0	1
30~99人規模	967	14%	0.35	0	1
100~499人規模	967	16%	0.37	0	1
500人以上	967	27%	0.44	0	1
官公庁	967	10%	0.30	0	1
夫の勤務体系 (ref=通常勤務)					
通常勤務制	967	70%	0.46	0	1
フレックスタイム制	967	7%	0.25	0	1
変形労働時間制	967	9%	0.29	0	1
裁量労働・みなし労働時間制	967	3%	0.18	0	1
時間管理なし	967	11%	0.31	0	1
夫の勤務先での制度の有無					
在宅勤務制度ありダミー	967	5%	0.23	0	1
短時間勤務制度ありダミー	967	35%	0.48	0	1
半日・時間単位の休暇制度ありダミー	967	56%	0.50	0	1

出所)「日本家計パネル調査」2011-2018 を用いて筆者らが算出。

参考文献

- [1] Becker, G. (1965) “A theory of the allocation of time” *The Economic Journal*, 75:493–517.
- [2] Burchardt, T. (2008) “Time and income poverty”, CASE Report 57, London School of Economics, Centre for Analysis of Social Exclusion.
- [3] Burchardt, T. (2010) “Time, income and substantive freedom: A capability approach”, *Time and Society*, 19 (3): 318-344.
- [4] Douthitt, R. (2000) “Time to do the chores?” Factoring Home-production needs into measures of poverty”, *Journal of Family and Economics Issues*, 21 (1) 7-22.
- [5] Gershuny, Jonathan (2005) “Busyness as the Badge of Honor for the New Superordinate Working Class,” *Social Research*, 72(2): 287-314.
- [6] Goodin R, A. Parpo and O.Kangas (2004) “The temporal welfare state: The case of Finland”, *Journal of Social Policy*, 33(4): 531–52.
- [7] Goodin R, J. Ricw, M. Bittman and S. Saunders (2005) “The time-pressure illusion: Discretionary time vs free time” *Social Indicators Research*, 73: 43–70.
- [8] Goodin R, J. Rice, A. Parpo and L. Eriksson (2008) *Discretionary Time: A New Measure of Freedom*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [9] Gratton, Lynda and A. Scott (2016) *The 100-Year Life: Living and Working in an Age of Longevity*. (邦訳「LIFE SHIFT—100 年時代の人生戦略」池村千秋訳, 東洋経済新報社)
- [10] Harvey, A. and A.K.Mukhopadhyay (2006) “When twenty-four hours is not enough: Time poverty of working parents”, *Social Indicators Research*, 82, 57-77.
- [11] Kalenkoski, C. and K.S. Karmrick (2013) “How does time poverty affect behavior? A look at eating and physical activity”, *Applied Economic Perspectives and Policy*, 35 (1): 89-105.
- [12] Kalenkoski, C., K.S. Karmrick and M. Andrews (2011) “Time poverty thresholds and rates for the US population”, *Social Indicators Research*, 104: 129-155.
- [13] McGinnity, F and H, Russell (2007) “Gender inequalities in time use –The distribution of caring, housework and employment among women and men in Ireland”, The Economics and Social Research Institute, Dublin, Ireland.
- [14] OECD (2011) *How's Life? –Measuring well-being*, OECD Press.
- [15] Vickery, C. (1977) “The time poor: A new look at poverty” *The Journal of Human Resources* 12(1): 27–48.
- [16] Warren, T. (2003) “Class- and gender-based working time? Time poverty and the division of domestic labour”, *Sociology*, 37 (4): 733-752.
- [17] 阿部彩(2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43(1): 27-40.
- [18] 阿部正浩(2007)「ポジティブ・アクション, ワーク・ライフ・バランスと生産性」『季刊社会保障研究』43(3), 184-196.
- [19] 石井加代子 (2020)「母親の時間不足と子どもの食生活」, 慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センター ディスカッション・ペーパー・シリーズ, DP2019-004.
- [20] 石井加代子・浦川邦夫 (2014)「生活時間を考慮した貧困分析」『三田商学研究』57(4): 97-121.
- [21] 石井加代子・浦川邦夫 (2018)「ワーキングプアと時間の貧困 — 就労者の貧困問題を捉える新しい視点—」『貧困研究』21: 17-30.
- [22] 石井加代子・山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析—KHPSに基づく3年間の動態およびその国際比較」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムⅢ』慶應義塾大学出版会, 101-129.
- [23] 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編(2005)『生活時間と生活福祉』光生館.
- [24] 大竹文雄(2005)『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社.
- [25] 小塩隆士・浦川邦夫(2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44(3): 278-290.
- [26] 川口章(2011)「長期雇用制度とワーク・ライフ・バランス施策が女性の活躍に及ぼす影響」内閣府経済社会総合研究所(ESRI)編『平成22 年度 ワーク・ライフ・バランス社会の実現と生産性の関係に関する研究報告書』, 81-96.
- [27] 黒田祥子・山本勲(2011)「人々はいつ働いているのか?—深夜化と正規・非正規雇用の関

- 係—」RIETI Discussion Paper Series 11-J-053.
- [29] 厚生労働省(2006)「健康づくりのための睡眠指針2014」
 - [30] 駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』46(3):107-126.
 - [31] 佐々木昇一(2018)「ワーク・ライフ・バランス時間における男性の家事育児時間の規定要因等に関する実証分析」『生活経済研究』47:47-66.
 - [32] 橘木俊詔(1998)「日本の経済格差 所得と資産から考える」岩波新書.
 - [33] 橘木俊詔・木村匡子(2008)『家族の経済学—お金と絆のせめぎあい』NTT出版
 - [34] 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)「日本の貧困研究」東京大学出版会.
 - [35] 田宮遊子・四方理人(2007)「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から—」『季刊社会保障研究』43 (3): 219-231.
 - [36] 内閣府編(2013)『子ども・若者白書』.
 - [37] 直井道生・山本耕資(2010)「日本家計パネル調査の標本設計と代表性」樋口美雄・宮内環・C.R.Mckenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム—日本の税社会保障・雇用政策と家計行動—』慶應義塾大学出版会, 2010年, pp.3-27.
 - [38] 労働政策研究・研修機構(2012)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査—世帯類型別にみた「子育て」, 「就業」と「貧困問題」—」調査報告書.
 - [39] 矢野真和(1998)『ゆとりの構造—生活時間の6カ国比較—』連合総合生活開発研究所.
 - [40] 山本勲・黒田祥子(2014)『労働時間の経済分析—超高齢社会の働き方を展望する』日本経済新聞出版.